

補正予算4議案を可決



12月定例町議会が、8日から16日までの9日間を会期として開催されました。

今議会では、9月議会において継続審議となっていた平成14年度歳入歳出決算が認定されたほか、平成15年度一般会計及び特別会計の補正予算など4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

なった国保税の資産割の返還金等に関する経費のほか、不足が見込まれる一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費など8552万3千円を追加し、総額14億86万5千円とした。

▼平成15年度横芝町老人保健特別会計補正予算

支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金金を財源として、不足が見込まれる医療費支給費について379万8千円を追加し、総額12億2524万7千円とした。

▼平成15年度横芝町介護保険特別会計補正予算

国庫補助金を財源として、介護費用適正化特別対策事業の実施に要する経費41万1千円を追加し、総額6億4883万2千円とした。

認定

平成14年度横芝町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、決算特別委員会委員長報告のとおり認定した。
(詳細は、P6・7)

議案

▼平成15年度横芝町一般会計補正予算

地方特例交付金を減額する一方、県支出金、諸収入、町債及び繰越金を財源として、固定資産税(家屋)の賦課課

りにより過大徴収となった税の返還金等に関する経費のほか、住宅防音工事補助金、騒音防止対策施設維持管理費等交付金、乳幼児医療費負担金、水田農業経営確立対策事業促進奨励金など1億8666万8千円を追加し、総額55億798万1千円とした。

▼平成15年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算

国庫支出金、療養給付費等交付金及び前年度繰越金を財源として、固定資産税(家屋)の賦課誤りにより過大徴収と